

医療行為に伴う侵襲と「合併症」・「偶発症」にご理解ください

1. 身体への侵襲

手術、検査、注射などの多くの医療行為は、身体に対する侵襲（負担・苦痛）を伴います。そのため、医療行為を行う際は、利益（期待される治療効果）と不利益（身体への侵襲）を検討し、利益が不利益を上回る場合に、その医療行為を行うことを決定します。

2. 合併症・偶発症

しかし、医療行為は本質的に不確実・不確定なものであり、同じ治療を行っても全ての方が同じ効果を得られるものではありません。

また、医療行為によって生じる予期せぬ重大な病状「合併症」や医療行為と因果関係のない病状「偶発症」、あるいは体質や加齢などに伴う症状が出現する場合があります。

例えば、薬剤の投与においては、アレルギーによるショックや副作用が起こる場合があります。

また、採血や注射においては、血管や神経の走行、血管や血液の状態、痛みの感じ方などの個人差により、医療者が標準的な手技で行ったとしても、神経損傷、止血困難、皮下血腫、迷走神経反応が起こる場合があります。

細心の注意を払っても「合併症」や「偶発症」を完全に防ぐことは不可能であり、ひとたび「合併症」・「偶発症」が起これば、治療期間の延長、身体への負担・苦痛の増強、時には重い後遺症の残存や命に危険が及ぶこともあり得ます。

3. 合併症・偶発症が生じた場合

「合併症」や「偶発症」に対しては最善の治療を行います。その際の医療費は通常の保険診療で行うこととなりますので、医療費の自己負担額をお支払いいただくことになります。

医療行為に伴う侵襲と「合併症」・「偶発症」のリスク、医療の不確実性についてご理解いただき、治療内容に関する疑問、ご不明な点がありましたら、十分にご納得いただけるまで担当医にご確認ください。

ご納得いただけない場合や考えるお時間が必要な場合は、時間にゆとりがあれば無理に結論を出さずに他の医療機関の医師の意見（セカンド・オピニオン）を聞くことをお勧めします。その際には必要な資料を提供いたします。また、他の医師の意見を求めることで不利益を受けることはありませんので、遠慮なくお申し出ください。

皆様のご理解をお願いいたします

令和8年3月
病 院 長